

平成 24 年度

長野市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

長野市監査委員

25 監査第 50 号  
平成 25 年 9 月 4 日

長 野 市 長  
鷺 澤 正 一 様

長野市監査委員	鈴 木 栄 一
同	轟 光 昌
同	松 木 茂 盛
同	高 野 正 晴

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

# 目 次

## 平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象 .....	1
第 2 審査の期間 .....	2
第 3 審査の方法 .....	2
第 4 審査の結果 .....	2
1 総合意見 .....	2
2 個別意見 .....	3
(1) 実質赤字比率 .....	3
(2) 連結実質赤字比率 .....	4
(3) 実質公債費比率 .....	5
(4) 将来負担比率 .....	6
審査資料 .....	9

## 平成 24 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象 .....	15
第 2 審査の期間 .....	15
第 3 審査の方法 .....	15
第 4 審査の結果 .....	15
1 総合意見 .....	15
2 個別意見 .....	16
審査資料 .....	17
参考資料 .....	23

## 平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

### 第 1 審査の対象

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

一般会計等	一般会計		↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓	
	一般会計等に属する 特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計					
		母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
		授産施設特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	↑ 資金不足比率（※） ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓	
		介護保険特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
		駐車場事業特別会計					
	公営企業会計  (地方公営企業法を適用する事業又は地方財政法施行令第46条の事業)	法適用企業					産業団地事業会計
							水道事業会計
							下水道事業会計
							病院事業会計
		法用非企業適業					戸隠観光施設事業会計
							飯綱高原スキー場事業特別会計
		鬼無里大岡観光施設事業特別会計					
一 組 部 合 事 務	須高行政事務組合／北信保健衛生施設組合／千曲衛生施設組合／長水部分林組合／長野県市町村自治振興組合						
連 広 合 域	長野広域連合／長野県後期高齢者医療広域連合／長野県地方税滞納整理機構						
第 三 セ ク タ ー 等	地方公社	長野市土地開発公社					
	第三セクター等	長野市が損失補償をしている場合に、算定に含める。 (平成24年度は該当なし)					

(※) 資金不足比率は公営企業会計ごとに算出する。

なお、資金不足比率審査意見については、15 ページから記載している。

## 第2 審査の期間

平成25年6月28日から8月28日まで

## 第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて審査した。

## 第4 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

	平成24年度	平成23年度	対前年度 増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (▲1.09%)	— (▲2.25%)	1.16	11.25%	20%
連結実質赤字比率	— (▲21.66%)	— (▲20.87%)	△0.79	16.25%	30%
実質公債費比率	10.1%	11.0%	△0.9	25%	35%
将来負担比率	24.9%	24.2%	0.7	350%	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」で表示し、参考として、黒字の比率を（）内に「▲」で併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。さらに、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされている。

## 2 個別意見

### (1) 実質赤字比率

平成24年度決算における実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名		実質収支額		対前年度 増 減
		平成24年度	平成23年度	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	970, 191	2, 019, 348	△ 1, 049, 157
	一般会計等に属する特別会計 住宅新築資金等貸付事業特別会計	118	87	31
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	60	△ 60
	公共用地取得事業特別会計 (※1)	—	0	0
	授産施設特別会計	93	86	7
合 計 ①		970, 402	2, 019, 581	△ 1, 049, 179
標 準 財 政 規 模 ②		88, 924, 514	89, 441, 971	△ 517, 457
実質赤字比率 (①/②) (※2)		— (▲1.09)	— (▲2.25)	1.16% 以内

(※1) 公共用地取得事業特別会計は、平成23年度をもって廃止された。

(※2) 実質赤字比率については、参考として、黒字の比率を「▲」で表記した。

※ 実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\left( \begin{array}{l} \text{<算式>} \\ \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)}} \times 100 \end{array} \right)$$

当年度の実質収支額は、前年度に比較して10億4,917万円余減少したものの、9億7,040万円余の黒字となった。

実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は、「—」で表示されている。

## (2) 連結実質赤字比率

平成24年度決算における連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名	連結実質収支額		対前年度 増 減	
	平成24年度	平成23年度		
一般会計等	実質収支額			
一 般 会 計	970,191	2,019,348	△ 1,049,157	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	118	87	31	
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	60	△ 60	
公共用地取得事業特別会計	—	0	0	
授産施設特別会計	93	86	7	
小 計	970,402	2,019,581	△ 1,049,179	
一般会計等以外の特別会計のうち公営 企業に係る特別会計以外の会計	実質収支額			
国民健康保険特別会計	1,176,419	1,164,331	12,088	
駐車場事業特別会計	10	10	0	
介護保険特別会計	102,713	65,560	37,153	
後期高齢者医療特別会計	12,342	10,537	1,805	
小 計	1,291,484	1,240,438	51,046	
公営企業会計に係る会計	資金不足額(△)・剰余額			
法 適 用 企 業	水道事業会計	6,218,378	5,270,056	948,322
	下水道事業会計	6,953,421	6,990,367	△ 36,946
	病院事業会計	3,826,766	3,147,095	679,671
	戸隠観光施設事業会計	2,891	1,484	1,407
	産業団地事業会計(宅地造成事業)	0	0	0
小 計	17,001,456	15,409,002	1,592,454	
法 非 適 用 企 業	飯綱高原スキー場事業特別会計	208	201	7
	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	264	209	55
	小 計	472	410	62
合 計 ①	19,263,814	18,669,431	594,383	
標準財政規模 ②	88,924,514	89,441,971	△ 517,457	
連結実質赤字比率(①/②)(※)	— (▲21.66)	— (▲20.87)	△0.79ポイント	

(※) 連結実質赤字比率については、参考として、黒字の比率を「▲」で表示した。

※ 連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{〈算式〉} \\ \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \\ \text{(臨時財政対策債を含む)} \end{array} \right]$$

当年度における連結実質収支額は、前年度に比較して5億9,438万円余増加し、192億6,381万円余の黒字となった。

これは主に、一般会計等の実質収支額が10億4,917万円余減少したものの、公営企業会計（法適用企業）の資金剰余額が15億9,245万円余増加したことによるものである。

連結実質赤字額は生じていないことから、連結実質赤字比率は、「－」で表示されている。

### （3）実質公債費比率

平成24年度決算における実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

	単年度			3か年平均		増減 (ポイント) ①－②
	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成22年度から 平成24年度 ①	平成21年度から 平成23年度 ②	
実質公債費比率	9.0%	9.9%	11.3%	10.1%	11.0%	△0.9

※ 実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均である。

(単位 千円)

項目	年度		対前年度増減
	平成24年度	平成23年度	
地方債の元利償還金 ①	19,543,600	19,882,651	△ 339,051
準元利償還金 ②	6,167,419	6,645,409	△ 477,990
特定財源 ③	3,980,285	4,214,141	△ 233,856
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④	15,017,595	14,884,347	133,248
(①+②) - (③+④) A	6,713,139	7,429,572	△ 716,433
標準財政規模 ⑤	88,924,514	89,441,971	△ 517,457
⑤-④ B	73,906,919	74,557,624	△ 650,705
実質公債費比率(単年度) A / B	9.0%	9.9%	△0.9ポイント

< 算式 >

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

単年度の実質公債費比率をみると、当年度は9.0%で、前年度に比較して0.9ポイント低下（改善）している。これは主に、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が前年度に比較して、それぞれ3億3,905万円余、4億7,799万円余減少したことによるものである。

平成22年度から平成24年度までの3か年平均による実質公債費比率は10.1%で、平成21年度から平成23年度までの3か年平均に比較して、0.9ポイント低下（改善）しており、早期健全化基準の25%を下回っている。

#### （４）将来負担比率

平成24年度決算における将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

（単位 千円）

項目	年度		
	平成24年度	平成23年度	対前年度 増減
将来負担額 ①	235,774,155	241,622,636	△ 5,848,481
地方債の現在高	131,095,568	134,001,962	△ 2,906,394
債務負担行為に基づく支出予定額	3,871,824	4,103,284	△ 231,460
公営企業債等繰入見込額	72,798,914	76,782,340	△ 3,983,426
組合負担等見込額	424,093	509,962	△ 85,869
退職手当負担見込額	24,219,559	23,454,414	765,145
設立法人の負債額等負担見込額	3,364,197	2,770,674	593,523
土地開発公社	3,364,197	2,770,674	593,523
充当可能財源等 ②	217,366,171	223,546,539	△ 6,180,368
充当可能基金	32,866,710	33,023,787	△ 157,077
充当可能特定歳入（※）	26,882,305	30,171,992	△ 3,289,687
うち都市計画税	22,630,170	24,537,812	△ 1,907,642
基準財政需要額算入見込額	157,617,156	160,350,760	△ 2,733,604
①－② A	18,407,984	18,076,097	331,887
標準財政規模 ③	88,924,514	89,441,971	△ 517,457
算入公債費等の額 ④	15,017,595	14,884,347	133,248
③－④ B	73,906,919	74,557,624	△ 650,705
将来負担比率 A / B	24.9%	24.2%	0.7ポイント

（※） 充当可能特定歳入：都市計画税、国庫補助金、市営住宅使用料のうち、元金償還金に充てることが見込まれる特定財源

※ 将来負担比率は、一般会計等が将来支払うべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、確定した債務に基づき算定される。

$$\left. \begin{array}{l}
 \text{〈算式〉} \\
 \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\
 \quad \quad \quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む) -} \\
 \quad \quad \quad (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100
 \end{array} \right\}$$

当年度の将来負担比率は24.9%で、前年度に比較して0.7ポイント上昇(悪化)したものの、早期健全化基準の350%を大きく下回っている。

これは主に、地方債の現在高や公営企業債等繰入見込額等の将来負担額の減少に比べ、充当可能特定歳入等の充当可能財源等の減少が大きかったことにより、分子全体(将来負担額 - 充当可能財源等)が前年度に比較して3億3,188万円余増加したことによるものである。

本比率における将来負担額のうち地方債の現在高及び公営企業債等繰入見込額は、前年度に比べ減少したものの、将来負担額に占める割合は、それぞれ55.6%、30.9%と依然高い状況にあることから、将来に及ぼす影響は大きいと考えられる。

市債の発行は計画的に行うとともに、公営企業への繰出金については、地方公営企業法に謳われる経営の基本原則及び経費負担の原則に基づき必要最小限とするなど、引き続き将来負担の軽減と健全な財政運営に努められたい。

また、将来負担額は、確定した債務に基づき算定されるものであり、平成25年度から10年間で概算813億円を見込む大規模プロジェクト事業費(平成25年3月公表の「長野市財政推計」)等は、この将来負担額に含まれていない。

加えて、現在作成中の公共施設白書により試算される、公共施設や道路などのインフラ資産についての将来の改修、更新等の費用は多額にのぼると推定される。このような本比率に反映されない将来負担額に十分留意し、より長期的な視点に立った行財政運営を要望する。



# 審 查 資 料



一般会計等が負担する地方債元利償還金等の状況（実質公債費比率関係）

（単位 千円）

年度 項目	単年度			3か年平均		増減 A-B	単年度 平成21年度
	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成22年度から平成24年度 A	平成21年度から平成23年度 B		
① 地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等）（※1）	19,543,600	19,882,651	20,452,286	19,959,512	20,500,632	△ 541,120	21,166,959
② 準元利償還金	6,167,419	6,645,409	7,038,642	6,617,157	6,933,874	△ 316,717	7,117,572
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	7,217	30,550	12,589	30,550	△ 17,961	53,883
一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの	5,601,426	5,946,132	5,724,743	5,757,434	5,992,803	△ 235,369	6,307,533
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	62,943	74,841	77,801	71,862	77,112	△ 5,250	78,695
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	503,050	617,219	1,205,548	775,272	833,268	△ 57,996	677,036
一時借入金の利子	0	0	0	0	142	△ 142	425
③ 特定財源（※2）	3,980,285	4,214,141	4,125,711	4,106,712	4,252,635	△ 145,923	4,418,052
④ 標準財政規模	88,924,514	89,441,971	89,441,948	89,269,478	88,986,960	282,518	88,076,961
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	15,017,595	14,884,347	14,885,021	14,928,988	15,007,667	△ 78,679	15,253,632
⑥ 実質公債費比率（単年度） （①+②）÷（④-⑤）	9.0%	9.9%	11.3%	10.1%	11.0%	△0.9	11.8%
<b>実質公債費比率（⑥）÷3（3か年平均）</b>	<b>10.1%</b>						

（※1）繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。

（※2）特定財源：公営住宅使用料等のうち、公債費の償還等に充当したもの

## 将来負担額の会計別内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

会 計 名	将来負担額									
	地方債の現在高		債務負担行為に基づく 支出予定額		公営企業債等 繰入見込額		組合負担等見込額		退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額
	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度
一般会計等	131,095,568	134,001,962	3,871,824	4,103,284					24,219,559	
一 般 会 計	130,920,761	133,799,562	3,871,824	4,103,284					24,219,559	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	17,620	27,253								
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	154,194	169,285								
公共用地取得事業特別会計	—	0								
授産施設特別会計	2,993	5,862								
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					245,667	310,223				
国民健康保険特別会計					11,164	12,184				
駐車場事業特別会計					234,503	298,039				
介護保険特別会計					0	0				
後期高齢者医療特別会計					0	0				
公営企業に係る会計					72,553,247	76,472,117				
法適用企業					72,553,247	76,472,117				
水道事業会計					4,600,161	4,564,710				
下水道事業会計					60,228,905	63,648,263				
病院事業会計					7,197,645	7,691,444				
戸隠観光施設事業会計					526,536	567,700				
産業団地事業会計（宅地造成事業）					0	0				
法非適用企業					0	0				
飯網高原スキー場事業特別会計					0	0				
鬼無里大岡観光施設事業特別会計					0	0				
一部事務組合等							424,093	509,962		
長野広域連合							0	0		
北信保健衛生施設組合							72,855	108,310		
千曲衛生施設組合							321,055	371,467		
須高行政事務組合							30,183	30,185		
土地開発公社										3,364,197
小 計	131,095,568	134,001,962	3,871,824	4,103,284	72,798,914	76,782,340	424,093	509,962	24,219,559	3,364,197
対前年度増減（24年度－23年度）	△ 2,906,394		△ 231,460		△ 3,983,426		△ 85,869		765,145	593,523
将来負担額（24年度）	235,774,155									
前年比（24年度－23年度）	△ 5,848,481									

## 充当可能基金の内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

基金名	充当可能基金		
	平成24年度	平成23年度	対前年度 増減
財政調整基金	12,879,705	13,154,283	△ 274,578
減債基金	4,023,801	4,009,731	14,070
庁舎整備基金	1,830,023	1,912,345	△ 82,322
市民病院建設基金	28,745	37,694	△ 8,949
大学整備基金	1,375,040	1,369,486	5,554
市制90周年記念文化施設建設基金	2,289,410	2,375,904	△ 86,494
土地開発基金	1,037,118	1,034,581	2,537
都市デザイン基金	93,148	93,148	0
職員退職手当基金	3,745,432	3,440,511	304,921
老人大学園設置運営基金	29,458	22,456	7,002
ふれあい長寿社会福祉基金	978,195	1,038,695	△ 60,500
芸術文化振興基金	318,989	337,846	△ 18,857
スポーツ振興基金	27,814	56,096	△ 28,282
高額療養費貸付基金	9,725	9,725	0
防災基金	60,000	60,000	0
奨学基金	94,818	90,099	4,719
住宅新築資金等貸付事業債償還準備基金	27,961	22,973	4,988
リサイクル基金	754,630	737,690	16,940
国際交流基金	91,076	92,262	△ 1,186
子供たちの国際交流基金	87,857	84,480	3,377
子どもたちの国際教育のための倉石忠雄基金	57,426	65,600	△ 8,174
都市緑化基金	299,486	326,395	△ 26,909
ふるさと応援基金	14,107	3,448	10,659
介護給付費準備基金	499,725	376,665	123,060
国民健康保険支払準備基金	1,645,473	1,638,759	6,714
公共交通機関活性化基金	158,446	158,102	344
冬季競技振興基金	409,102	474,813	△ 65,711
合計	32,866,710	33,023,787	△ 157,077



## 平成 24 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

### 第 1 審査の対象

平成 24 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第 2 審査の期間

平成 25 年 6 月 28 日から 8 月 28 日まで

### 第 3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて審査した。

### 第 4 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率は次表のとおりであり、各会計とも経営健全化基準を下回っている。

区分	会計名	平成24年度	平成23年度	対前年度増減	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	— (▲106.41%)	— (▲90.03%)	△16.38	20%
	下水道事業会計	— (▲92.66%)	— (▲94.79%)	2.13	20%
	病院事業会計	— (▲33.75%)	— (▲29.75%)	△4.00	20%
	戸隠観光施設事業会計	— (▲1.04%)	— (▲0.58%)	△0.46	20%
	産業団地事業会計	— (▲26.85%)	— (▲39.71%)	12.86	20%
法 非 適 用 企 業	飯綱高原スキー場事業 特別会計	— (▲0.39%)	— (▲0.43%)	0.04	20%
	鬼無里大岡観光施設事業 特別会計	— (▲0.25%)	— (▲0.19%)	△0.06	20%

※ 資金不足比率については、資金不足が生じていないため、「—」で表示し、参考として、資金剰余の比率を ( ) 内に「▲」で併記した。

※ 資金不足の割合を前年度と比較するため、産業団地事業会計（宅地造成）では、一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば剰余額を 0 とする特例を考慮しない比率を併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。  
なお、各公営企業会計の資金不足額の状況については、19 ページから記載している。

$$\left( \begin{array}{l} \text{〈算式〉} \\ \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 \end{array} \right)$$

## 2 個別意見

平成 24 年度決算において、法適用企業及び法非適用企業ともに資金不足は生じていない。

翌年度（1 年以内）に償還する予定の企業債の額を流動負債に算入して、実質的な資金不足比率を計算すると、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の 3 会計において、資金不足は生じない。しかし、戸隠観光施設事業会計における実質的な資金不足比率は、前年度の 5.74%から悪化し 15.58%となり、資金不足が生じる。また、流動比率は、前年度に比較し改善したものの、翌年度償還予定企業債を加えた実質流動比率は、前年度の 54.3%から 15.7%に悪化している。

当年度、戸隠観光施設事業会計においては、一般会計からの出資により債務超過は解消され、また企業債元利償還金は、今後も一般会計からの補助が予定されている状況にあることから、これを契機として本質的な経営体質の改善を図られたい。

# 審 查 資 料



## 資金不足額の状況（法適用企業）

### （１）水道事業会計

（単位 千円・％）

年度 項目	平成24年度	平成23年度	対前年度増減
資金不足額 (①-②+⑤-⑧) (※1)	▲ 6,218,378	▲ 5,270,056	△ 948,322
① 流動負債	1,008,364	1,111,499	△ 103,135
② 控除未払金等	0	0	0
③ 翌年度償還予定企業債	1,807,097	1,890,292	△ 83,195
④ 小計 (①-②+③)	2,815,461	3,001,791	△ 186,330
⑤ 算入地方債	0	0	0
⑥ 流動資産	7,226,742	6,381,555	845,187
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 小計 (⑥-⑦)	7,226,742	6,381,555	845,187
事業の規模 (⑨-⑩)	5,843,921	5,853,521	△ 9,600
⑨ 営業収益	5,843,921	5,853,521	△ 9,600
⑩ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	0	0	0
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模) *100	— (▲106.41)	— (▲90.03)	△16.38 <sup>ポ</sup> イト
実質資金不足比率 (※2) ( (④+⑤-⑧) /事業の規模) *100	— (▲75.48)	— (▲57.73)	△17.75 <sup>ポ</sup> イト
流動比率 (⑥/①)*100	716.7	574.1	142.6 <sup>ポ</sup> イト
実質流動比率 (⑥/ (①+③) ) *100 (※4)	256.7	212.6	44.1 <sup>ポ</sup> イト

### （２）下水道事業会計

（単位 千円・％）

年度 項目	平成24年度	平成23年度	対前年度増減
資金不足額 (①-②+⑤-⑧) (※1)	▲ 6,953,421	▲ 6,990,367	36,946
① 流動負債	3,937,628	3,093,511	844,117
② 控除未払金等	0	0	0
③ 翌年度償還予定企業債	6,160,968	5,956,738	204,230
④ 小計 (①-②+③)	10,098,596	9,050,249	1,048,347
⑤ 算入地方債	0	0	0
⑥ 流動資産	10,891,049	10,083,878	807,171
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 小計 (⑥-⑦)	10,891,049	10,083,878	807,171
事業の規模 (⑨-⑩)	7,503,864	7,374,133	129,731
⑨ 営業収益	7,503,864	7,374,133	129,731
⑩ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	0	0	0
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模) *100	— (▲92.66)	— (▲94.79)	2.13 <sup>ポ</sup> イト
実質資金不足比率 (※2) ( (④+⑤-⑧) /事業の規模) *100	— (▲10.56)	— (▲14.01)	3.45 <sup>ポ</sup> イト
流動比率 (⑥/①)*100	276.6	326.0	△49.4 <sup>ポ</sup> イト
実質流動比率 (⑥/ (①+③) ) *100 (※4)	107.8	111.4	△3.6 <sup>ポ</sup> イト

## (3) 病院事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	平成24年度	平成23年度	対前年度増減
資金不足額 (①-②+⑤-⑧) (※1)	▲ 3,826,766	▲ 3,147,095	△ 679,671
① 流動負債	418,675	196,085	222,590
② 控除未払金等	0	0	0
③ 翌年度償還予定企業債	784,910	756,909	28,001
④ 小計 (①-②+③)	1,203,585	952,994	250,591
⑤ 算入地方債	0	0	0
⑥ 流動資産	4,245,441	3,498,976	746,465
⑦ 控除財源	0	155,796	△ 155,796
⑧ 小計 (⑥-⑦)	4,245,441	3,343,180	902,261
事業の規模 (⑨-⑩)	11,337,739	10,577,666	760,073
⑨ 営業収益 (医業収益)	11,337,739	10,577,666	760,073
⑩ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	2,072,701	2,535,616	△ 462,915
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模)*100	— (▲33.75)	— (▲29.75)	△4.00ポイント
実質資金不足比率 (※2) (④+⑤-⑧)/事業の規模*100	— (▲26.83)	— (▲22.59)	△4.24ポイント
流動比率 (⑥/①)*100	1,014.0	1,784.4	△770.4ポイント
実質流動比率 (⑥/(①+③))*100 (※4)	352.7	367.2	△14.5ポイント

## (4) 戸隠観光施設事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	平成24年度	平成23年度	対前年度増減
資金不足額 (①-②+⑤-⑧) (※1)	▲ 2,891	▲ 1,484	△ 1,407
① 流動負債	5,135	21,597	△ 16,462
② 控除未払金等	0	2,600	△ 2,600
③ 翌年度償還予定企業債	46,130	16,100	30,030
④ 小計 (①-②+③)	51,265	35,097	16,168
⑤ 算入地方債	0	0	0
⑥ 流動資産	8,026	20,481	△ 12,455
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 小計 (⑥-⑦)	8,026	20,481	△ 12,455
事業の規模 (⑨-⑩)	277,522	254,265	23,257
⑨ 営業収益	277,522	254,265	23,257
⑩ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	1,471,297	1,377,000	94,297
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模)*100	— (▲1.04)	— (▲0.58)	△0.46ポイント
実質資金不足比率 (※2) (④+⑤-⑧)/事業の規模*100	15.58	5.74	9.84ポイント
流動比率 (⑥/①)*100	156.3	94.8	61.5ポイント
実質流動比率 (⑥/(①+③))*100 (※4)	15.7	54.3	△38.6ポイント

## (5) 産業団地事業会計

## (宅地造成)

(単位 千円・%)

項目	年度		
	平成24年度	平成23年度	対前年度増減
資金不足額 (①+②-⑤)	▲ 1,390,574	▲ 2,110,678	720,104
資金剰余額 (①+②-⑤+⑥) (※3)	0	0	0
① 流動負債	386,422	314,617	71,805
② 算入地方債	0	0	0
③ 流動資産	2,117,808	2,816,716	△ 698,908
④ 土地評価差額	340,812	391,421	△ 50,609
⑤ 小計 (③-④)	1,776,996	2,425,295	△ 648,299
⑥ 長期借入金	2,850,000	3,117,000	△ 267,000
事業の規模	5,178,562	5,314,281	△ 135,719
⑦ 資本・負債 (合計)	5,178,562	5,314,281	△ 135,719
繰越欠損金	0	0	0
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模) *100	— (▲26.85)	— (▲39.71)	12.86ポイント

(※1) 資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

(※2) 参考として、資金不足比率及び実質資金不足比率の資金剰余の比率を「▲」で表示した。

(※3) 産業団地事業会計の資金剰余額については、宅地造成事業の算定の特例により一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば剰余額を0とする。

(※4) 実質流動比率：実質的な資金不足額を把握するため、翌年度償還予定の企業債の額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算した。

## 資金不足額の状況（法非適用企業）

### （１）飯綱高原スキー場事業会計

（単位 千円・％）

項目	年 度		
	平成24年度	平成23年度	対前年度増減
資金不足額（①+②-⑤）（※1）	▲ 208	▲ 201	△ 7
① 歳出額	95,164	88,582	6,582
② 算入地方債	0	0	0
③ 歳入額	95,372	88,783	6,589
④ 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
⑤ 小計（③-④）	95,372	88,783	6,589
事業の規模（⑥-⑦）	53,405	46,529	6,876
⑥ 営業収益に相当する収入額	53,405	46,529	6,876
⑦ 受託工事収益に相当する収入額	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲0.39)	— (▲0.43)	0.04 <sup>ホ</sup> イト

### （２）鬼無里大岡観光施設事業会計

（単位 千円・％）

項目	年 度		
	平成24年度	平成23年度	対前年度増減
資金不足額（①+②-⑤）（※1）	▲ 264	▲ 209	△ 55
① 歳出額	64,816	59,105	5,711
② 算入地方債	0	0	0
③ 歳入額	65,080	59,314	5,766
④ 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
⑤ 小計（③-④）	65,080	59,314	5,766
事業の規模（⑥-⑦）	104,267	107,290	△ 3,023
⑥ 営業収益に相当する収入額	104,267	107,290	△ 3,023
⑦ 受託工事収益に相当する収入額	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲0.25)	— (▲0.19)	△0.06 <sup>ホ</sup> イト

（※1）資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

（※2）参考として、資金不足比率の資金剰余の比率を「▲」で表示した。

## 【参考資料】

### (1) 実質赤字比率

- 一般会計等の実質赤字額  
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

### (2) 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

### (3) 実質公債費比率

- 準元利償還金 : イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

### (4) 将来負担比率

- 将来負担額 : イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費等に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額 : イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

## (5) 資金不足比率

### ○ 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝

（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高  
－ 流動資産）－ 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝

（繰上充用額 ＋ 支払繰延額・事業繰越額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため  
に起こした地方債の現在高）－ 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

### ○ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

## (6) 標準財政規模

### ○ 地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの

標準税収入額 ＋ 普通地方交付税額 ＋ 地方譲与税額等

（総務省 地方公共団体の財政の健全化関係資料から抜粋）